

両替機専用カード利用規定

十八親和銀行

1.利用目的

「両替機専用カード」（以下「専用カード」といいます）は、当行の両替機で両替を行う場合にご利用いただけます。

2.利用申込手続き

- (1) 専用カードのご利用にあたっては、「両替機専用カード利用申込書（兼口座振替依頼書）」を提出してください。
- (2) 当行は「両替機専用カード利用申込書（兼口座振替依頼書）」受付後、専用カードを貸与します。

3.手数料

- (1) 専用カードのご利用にあたっては、当行ホームページ記載の手数料をお支払いいただきます。
- (2) 手数料は、半年分を前払いするものとし、毎年4月・10月の10日（休日の場合は翌営業日）にお客様が指定した預金口座から普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書または小切手の提出を受けることなく引落しします。なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月（当月を含む）から月割計算によりお支払いいただきます。また、支払日に引落し不能等となった場合は、お支払可能と確認できた日に引落しします。

4.利用方法

- (1) 両替機を利用する際に、両替機に専用カードを挿入し、操作してください。
- (2) 専用カードは、カード発行店の両替機でのみご利用いただけます。
- (3) 専用カードでの1日あたりの両替機利用回数は2回までとし、両替1回あたりのお取引の限度枚数は、1,600枚となります。なお、金種によっては限度枚数までのご両替ができない場合があります。

5.専用カードの紛失・破損・盗難等

- (1) 専用カードの紛失・破損・盗難等の場合は、ただちに書面にて専用カード発行店に届け出てください。
- (2) 専用カードの再発行にあたっては、再発行手数料1,000円（税抜）をお支払いいただきます。

6.譲渡・転貸等の禁止

専用カードは、譲渡・転貸または質入れすることはできません。

7.解約

- (1) 専用カードのご利用を解約する場合は、「両替機専用カード解約届」を提出し、専用カードを返却してください。なお、解約にあたり、お客様が前払いしている手数料がある場合は、解約日が属する月の翌月から月割計算により返戻いたします。
- (2) 手数料の支払いがない場合、本規定に違反した場合等当行が相当と認める事由がある場合は、当行は、事前に通知することなくただちに、この契約を解約することができます。この場合、専用カードをただちに当店に返却してください。

8.規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(2020年10月1日現在)

第3条に定める手数料につきましては、下記当行ホームページにてご確認ください。

<https://www.18shinwabank.co.jp/price/commissions/ryougae/index.html>